

令和8年度

マンションアドバイザー利用助成制度

建替えか改修か、どちらが
いいのだろう？



建替え計画案を作ってく
れるところはないかな？

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター(以下「まちづくりセンター」という。)では、マンションの管理や修繕について、基礎的なことを知りたい場合や、具体的に相談したい場合に、「マンション管理アドバイザー制度」「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を実施しています。

マンション建替え・改修アドバイザーを実質無料で利用できます

台東区では、「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の一部コースを利用する管理組合等に対して、派遣料の全額を助成しています。予算の範囲内の事業になりますので、年度途中で助成を終了することがあります。また、年度によって助成対象コースが異なる可能性があります。

◇令和8年度の助成対象コースについては、次のページをご覧ください。

◇令和9年度に助成制度を利用希望の場合は、原則令和8年7月中までに、

令和10年度に助成制度を利用希望の場合は、原則令和9年7月中までに、区へ事前相談をしてください。なお、事前相談であり助成を保証するものではありませんのでご了承ください。8月以降も事前相談は承りますが、予算に反映できない可能性があります。

●「台東区マンションアドバイザー利用助成制度」についてのお問合せ

台東区都市づくり部住宅課マンション施策担当 (台東区役所 5階10番窓口)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話：03-5246-9028

●「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の派遣申込等についてのお問合せ

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

〒160-8353 新宿区西新宿7-7-30

小田急西新宿O-PLACE 2F

電話：03-5989-1453

区の助成概要

マンション建替え・改修アドバイザー制度のBコース（検討書作成）の一部が区の助成対象です。このコースは、建替えか改修かの比較検討ができるように、マンションの現況や法則制に関する確認を行い、検討書（簡易な平面図や立面図、費用概算表等理解の参考となる資料）を作成して説明します。

対象コース概要	コース		派遣料	検討内容
	B-1	②	302,500円	建替え・改修
④		347,600円		
B-2	①	278,300円	建替え	
	②	214,500円		
各コースの詳しい内容は、区ホームページにも掲載しております、まちづくりセンターのパンフレットをご覧ください。				
対象者 (※1)	①区内の築30年以上の分譲マンションの管理組合理事長 （台東区マンション管理組合登録制度に登録している又は登録すること） ②区内の築30年以上の賃貸マンションを所有する個人 （前年度の住民税を滞納していないこと）			
助成回数	1マンション1回限り			
助成金額	派遣料の全額（※2）			

※1 申請者以外の方が手続きをする場合は、申請者からの委任状が必要です。

※2 資料代・会場代や派遣のキャンセル料は助成しません。

申込みの流れ

最初に台東区へ利用申請をしていただきます。

- ① 区へ助成制度の利用申請 ※派遣希望日の30日前までに、申請してください。
 アドバイザー派遣前に、下記の書類を台東区住宅課へ提出してください。
- マンションアドバイザー利用助成申請書
 分譲マンションの場合は理事長名で申請します。※管理組合法人の登記をしていない場合は、理事長の個人印（スタンプ式不可）を使用。管理組合法人の登記をしている場合は、登記した際の印鑑を使用。
 - 申請者が管理組合の場合
 本制度の利用に係る管理組合の総会または臨時総会の議案書及び議事録の写し
 - 申請者が賃貸マンションを所有する個人の場合
 前年度の住民税納税証明書、登記事項証明書の写し、所有する賃貸マンションの検査済証又は確認済証の写し
 - 周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案を含むコースを利用する場合、共同化の対象となる周辺敷地の所有者の承諾を得ていることが分かる書類（区ホームページにひな型があります）



②助成制度利用の決定

区が書類を審査し、制度利用の可否を決定します。承認の場合は、「承認通知書」をお送りします。



【注意】先に派遣料全額を負担していただき、申請に基づいて後から区より助成金をお振込みします。

③派遣申込・派遣料支払

まちづくりセンターへ「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の派遣申込、派遣料の支払いをする。

※派遣の申込・料金支払い・日程調整等は、まちづくりセンターに直接お問合せください。



④派遣当日アドバイザーが現地調査をし、後日検討書の説明を行う



⑤区へ完了報告、助成金の交付申請

アドバイザー派遣終了後、下記の書類を台東区住宅課へ提出してください。

1. マンションアドバイザー制度利用完了報告書
2. マンションアドバイザー利用助成金交付申請書
3. まちづくりセンターが管理組合に発行している「マンション建替え・改修アドバイザー派遣書」の写し
4. 派遣料領収書(または派遣料を支払った事実がわかる書類)の写し
5. まちづくりセンターが作成した検討書の写し

※4・5は窓口で照合するため、写しと原本の両方をお持ちください。



⑥助成金の交付決定

区が書類を審査し、助成金交付の可否を決定します。

交付決定の場合は、交付決定通知書、助成金請求書、口座振替依頼書をお送りします。



⑦区へ助成金の請求・交付

請求書・口座振替依頼書（申請者名義で作成）を住宅課へ提出してください。

区から助成金を口座に入金します。



⑧区へ制度利用後のアンケート・調査回答

制度利用後の変化や進捗について、アンケートや調査にご回答頂く場合があります。

その際は必ずご協力をお願いいたします。

申請書式について

区ホームページの下記ページから申請書式、まちづくりセンターのパンフレットをダウンロードできます。



トップページ>まちづくり・住宅・環境>住まい・建築・区施設設備
>住まい>マンション施策>マンションアドバイザー利用助成制度

Q&A

Q. 1

以前、建替え・改修アドバイザーのBコースを利用し、区の助成を受けました。当時と状況が変わっているため、再度アドバイザー派遣を利用したいのですが、区の助成は適用されますか？

A. 1

区の助成は利用できません。建替え・改修アドバイザーのBコースは、年度に関係なく1つのマンションにつき、1回限りとなります。

Q. 2

以前、管理アドバイザー（もしくは建替え・改修アドバイザーのAコース）を利用し、区の助成を受けました。今回は、建替え・改修アドバイザーのBコースを利用したいのですが、区の助成は適用されますか？

A. 2

区の助成を利用できます。制度改正前は、建替え・改修アドバイザーのBコース以外についても助成対象でしたが、今までに建替え・改修アドバイザーのBコース以外の助成しか受けていない場合は、利用できます。

Q. 3

建替え・改修アドバイザーのBコース以外のコースを利用したいのですが、何か助成はありますか？

A. 3

都が実施している「マンションアドバイザー無料派遣」では、一部のコースについて特定の条件を満たす管理組合に限り、無料で利用できます。また、区の事業である「マンション管理・修繕相談員派遣制度」や「マンション計画修繕調査費助成制度」で同等の支援を受けることもできます。詳しくはお問い合わせください。